令和 2 年度茨城地方最低賃金審議会 第 4 回本審議会議事録

令和2年8月21日

茨 城 労 働 局 茨城地方最低賃金審議会

日時 令和2年8月21日(金)午前10時00分から

場所 茨城労働局 2階会議室

出席者 公益代表委員 井出 晃哉

清山 玲

田中泉

細谷 あけみ

労働者代表委員 大森 玄則

黒澤 一仁

髙木 英見

星野 由記

宮下 有一

使用者代表委員 瓜田 広

加藤 祐一

永井 教子

舟木 健生

水出 浩司

事務局 労働局長 小奈 健男

労働基準部長 細江 裕行

賃金室長 青木 豊

室長補佐 川野 義光

賃金係長 平戸 直美

議事次第

- (1) 異議申出審議
- (2) その他

川野補佐

お忙しい中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

ただ今から、第59期第4回茨城地方最低賃金審議会を開催いたします。本日は、都合により公益代表委員の申委員が欠席となっております。また、労働者代表委員の黒澤委員が少し遅れると連絡がありましたが、最低賃金審議会令第5条第2項の規定により委員総数の3分の2以上、又は公労使各代表委員の3分の1以上の必要定数を満たしておりますので、本審議会が有効に成立していることをご報告申し上げます。それでは、当審議会の議事進行を田中会長にお願いいたします。

田中会長

おはようございます。本日もよろしくお願いいたします。それでは、議事に入る前に全国の最低賃金の改正状況 について事務局から説明をお願いします。

平戸係長

お手元の資料No.1をご覧ください。全国の地域別最低賃金の決定状況です。8月20日現在、広島を除く労働局で結審したことをご報告いたします。

田中会長

ただ今の説明について、ご質問等はございますか。

全委員

(質問等なし)

田中会長

ないようでしたら、議題(1)の異議申出審議に入らせていただきます。8月5日に局長に答申いたしました茨城県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する異議の申出ですが、8月20日に茨城県労働組合総連合から、局長あてに異議申出書が提出されておりますので、この件について審議をお願いすることになります。

それでは、異議申出書の提出に伴って、局長から諮問が ございます。事務局から、諮問文の朗読をお願いいたしま す。

平戸係長

(諮問文の朗読)

(局長から会長に諮問文を手交)

田中会長

ただ今、局長から当審議会に対して、異議申出書について諮問がございましたので審議したいと思います。前回の審議会で異議申出があった場合には、申出者から意見聴取することに決定しておりますので、意見陳述人から意見聴取を行いたいと思います。

事務局で準備をお願いいたします。

(意見陳述人、傍聴席から着席)

田中会長

それでは、陳述人は、氏名、団体名を述べてから5分程 度で異議について説明をお願いいたします。

岡野陳述人

茨城労連の事務局長をしています岡野一男といいます。 よろしくお願いします。異議申立書について説明したいと 思いますのでよろしくお願いします。

今回の答申で、2円引き上げられたということや栃木県との格差が1円改善されたことについては高く評価しております。私たちが最低賃金についての取組をする中で、日頃考えていることで言うと、2円引き上げられたが、しかし、851円という最低賃金では多くの県内労働者が求めている茨城県の最低賃金を1,000円以上、1,500円を目指すという要求からはあまりにも低い金額ということをご理解いただきたいところです。

それについて簡単に説明すると、異議申立書にも書いたように、私たちが2020年2月から5月に調査した最低生計

費資産調査において、茨城労連に加盟する各単産の労働者 を対象に、生活のパターンを調べる生活実態調査、それか ら、持ち物をどれくらい所有しているのかを調べる持ち物 に関する調査を実施しました。その結果を基に生活に必要 な費用を一つ一つ丁寧に積み上げるマーケット・バスケッ ト方式により、普通に暮らすために必要な費用を算定しま した。合計1,358名の調査結果において、20代30代一人暮ら しの190名分のデータを基に、水戸市在住の25歳の青年の最 低生計費を試算し、分析結果を7月29日に県庁記者クラブ で記者発表をしました。調査結果では、水戸市内で若者が 普通に一人暮らしをするためには、税と社会保険料込みで すが、男性は月額252,987円、女性は月額251,124円が必要 になることが明らかになりました。これについては、年額 に換算すると軽自動車所有ケースで約300万円になります。 ちなみに、昨年、東京都北区でも同様な調査結果が公表さ れていますが、男性は月額249,642円、女性は月額246,362 円で水戸市の方が高くなっています。試算の月額につい て、賃金収入で得ようとすると、中央最低賃金審議会で用 いる労働時間の月173.8時間で除した場合、時給換算で男性 は1,456円、女性は1,445円になりますが、これはお盆もお 正月もゴールデンウイークもない非現実的な働き方です。 ワーク・ライフ・バランスに配慮した月150労働時間に換算 してみると、男性で1,687円、女性で1,674円になります。 これまでに調査を行った21都道府県の結果と大きな差はあ りません。つまり、最低賃金は、全国一律で1,500円に引き 上げなければならないという結論になりまして、答申の851 円では、1日8時間働いても健康で文化的な最低限度の生活 はできません。

日本の最低賃金の制度的問題は、最低賃金の基準が非常に低いということと都道府県によって最低賃金額が異なり、全国一律制ではないということです。2019年12月に私

たちが行った県内全市町村対象の公契約アンケートでは、 非正規労働者は全職員の41.3パーセントを占めており、最 も低い時給の平均が870円でした。つまり、市町村で働く非 正規職員は最低賃金ぎりぎりで働いております。同時に自 治体が官製ワーキングプアを生み出していると言っても 言ではありません。こうした低賃金の実態は民間でも同じ でありまして、医療、介護、保育、販売、運輸といっとと でありまして、医療、介護、保育、販売、運輸といっとと に、最低賃金ぎりぎりの低賃金が問題になっています。 ロナ禍で大変な状況になっていますが、日本経済を健全に 立て直すためには最低賃金の引上げがまったなしです。

コロナ禍の中で、中小企業・小規模事業者に対する国やで 県による休業要請が大きな社会問題になりました。そこれる 働く労働者も休業補償が支給されなかったり、解雇される などの大きな問題になりましたが、経営者にとっても倒な の危機が常に迫っています。持続化給付金や家賃保和れて の制度はできたものの、具体的な支援が即時に行われば りません。こうした中で、安倍改工して、結果的に今年の りません。こうした中で、安良を出して、結果のに今年の 中央最低賃金審議会の目安は答申されませんでの 中央最低賃金審議会の目安はから6月期の国内総生産GD P速報値が前期比7.8パーセント減、年率換算で27.8パーセント 以下の感染拡大で個人消費が激減したことがその理由で コロスの感染拡大で個人消費の激減は最低賃金の低 当然のことながら、個人消費の激減は最低賃金の 当た低賃金の広がりにあります。

最低賃金の引上げとセットに、中小企業・小規模事業者 向けの金融支援の強化、税金や社会保険料負担の軽減の支 援強化、大企業による下請、中小企業への一方的な低単価 設定や買いたたきなど不公平な取引を許さない政府施策強 化が求められます。最低賃金の議論を経営者の支払能力論 の問題にすり替えるのではなく、地域経済の活性化の問題として位置づけ、茨城地方最低賃金審議会の総意として、 国及び関係各機関に対して、利用しやすい具体的な中小企 業支援策の創設と拡充を強く求めるようお願いします。

コロナ禍の中で、最低賃金に関する社会的関心がますます高まってきていますので、是非、専門部会に関しても公開、傍聴も認めるという形で運営の見直しをしていただければと思います。以上で、私の意見陳述を終わります。

田中会長

ただ今の意見陳述につきまして、何かご質問とかご意見 がございましたらお願いいたします。

加藤委員

新型コロナの影響で、茨城労連として危惧しているのは どんなところなのでしょうか。

岡野陳述人

医療関係がひっ迫しており、医療従事者は夏のボーナスもない。そもそも、病院自体経営が危うく、統廃合もされている状況です。労働者の賃金を守るということが重要になります。病院の経営が厳しいことから国の支援が重要だということがあります。

加藤委員

ありがとうございました。

田中会長

他にご質問とかご意見がございましたらお願いいたします。

全委員

(質問・意見等なし)

田中会長

無いようでしたら異議聴取を終了いたします。ありがと うございました。

(意見陳述人退席、傍聴席へ)

田中会長

それでは、異議申出に関しまして、労使双方からご意見を伺いたいと思いますが、意見を集約するために打合せを する時間を取りましょうか。いかがでしょうか。

髙木委員

お願いします。

田中会長

使用者側いかがでしょうか。

加藤委員

お願いします。

田中会長

それでは、一時休会いたします。

(休会。別室にて、労側委員協議、使側委員協議)

田中会長

それでは、再開いたします。労使双方の代表の方、それ ぞれご意見をお願いいたします。まず、労働者側からお願 いいたします。

髙木委員

私から労働者側を代表しまして、所見と考え方についてお話させていただきたいと思います。先ほど、茨城労連の岡野さんから異議申出の主旨説明をしていただきました。労側としても、ほぼこのような形で今回審議を進めさせて頂いたと考えております。大きくは2点でございまして、まずは生活に資する賃金全体額を上げていこうということです。それともう一つは、茨城における他県のとの格差を縮めていくという、この2点が大きな項目だったというように考えております。

後からですけども、政府の経済財政運と改革の基本方針 2020が出されました。その中でも、最低賃金につきまして は、より早期に全国加重平均1,000円になることを目指すとうたわれております。今回は、コロナ禍ということで、配慮するとなっておりますが、その考え方というのは変わっておりません。これは、前々から公労使で1,000円を目指そうと確認をしているというものです。そういう意味では、労側は早期に誰でもが1,000円を目指すということを念頭におきながら審議を行ってきたということです。

それで、今年は何よりもコロナ禍であったということで したので、大変難しい審議になりましたが、私どもが実感 、ているのは、やはり低廉価労働者が厳しい状況に置かれ ている。コロナの影響を受けて、例えば休業をやむなくさ れたり、時間を減らされたり、そういう労働者の方がたが 1円でも多く時給をプラスしたいという思いがありまし た。そんな中で審議を進めさせていただきましたが、結果 的に茨城の場合は2円プラスということになったというこ とです。労側としても、これを満足している数字とは思っ ていませんけれども、審議の結果で一定の成果を上げさせ ていただいたと考えております。労側としても不満はあり ますが、これ以上審議を続け長引かせて混乱を招きたいと は思いませんので、今回ここで終了させていただきまし て、10月1日の発効を是非担保したいと思っております。 先ほど申し上げましたとおり、早期に1,000円を目指すとい うことは変わっておりませんので、次年度から段階的にそ ういう審議を進めさせていただきたいと思っております。 以上です。

田中会長

はい、ありがとうございました。それでは、使用者側お 願いいたします。

加藤委員

はい、使用者側の意見を述べさせていただきます。今年 に限りましては、今までの延長上で考えられるような状況 ではなかったのではないかと当初から気持ちがありまして、特に肌で感じる県内の経営者の方の反応を見ますと、中央審議会での目安に関する公益委員見解でもありましたように、雇用の維持が最優先であって、現行水準を維持することが適当という考え方が、使側としては基本に進めなければならない年なのではないかと未だに思っております。

その後、発表されましたGDP年率マイナス27.8パーセントということもありましたし、また雇用者報酬がリーマンのときを上回る3.7減ということを考えますと、企業体力も限界に近づいている業種なり企業も多い中で、2円というものがどういう影響を与えるのか非常に不安に思っているのが使側の考え方です。審議会でそういう結論が出ましたからには、これで進めて少しでもいろな面で2円というところを実践できるような形の体制作りをお願いしたいと思います。

田中会長

ただ今、労使双方からご意見がありました。ありがとう ございました。皆様方の意見を集約しまして、私が代表と して意見を述べるということでよろしいでしょうか。

(黒澤委員着席)

委員

(異議なしの声)

田中会長

それでは、意見を述べさせていただきます。公益委員の中でもいろいろな議論がありまして、異議申出書の中で記述されている件に関しまして最もだという意見もかなりありました。茨城の最低賃金の水準は、他県に比較すると若干低いというような気もいたしております。長期的に最低

賃金の水準をどうするかということについては、公益委員の中でも考えていかなければならないだろうという意見はあります。しかし、今回のプラス2円引上げに関しましては以下の理由で妥当と結論せざるを得ないことになりました。

まずは、異議申出書の1,000円まで引き上げるということ ですが、現在の状況を考えますと、中小零細企業の経営に 大きな影響を与える、短期間の間にかなり大幅な引上げと いうのは、現在の経済状況の中ではあまりにも影響が大き すぎるのではないかということでございます。また、最低 賃金を決める三要素の内の一つである通常の事業の賃金支 払能力という点を考慮しましても、やはり1,000円近くにい きなり引き上げるということは妥当ではないと考えており ます。今回2円引上げの851円を公益委員見解として提案さ せていただきましたが、その理由としては、茨城の経済状 況は有効求人倍率をみると、もちろん有効求人倍率は下が っていますが、全国に比べるとまだ良い。そして、地域の 経済状況に関しては、やはり現行の茨城の状況はあまり良 くはありませんが、それでも全国に比べるとまだ悪くな い。それから、民間の賃上げ状況は、春に1.9%上がってい ますが、そのような状況の中で未組織労働者、非正規労働 者の賃金を上げなければ非常に格差が広がってしまうとい うことが懸念される。また、他県の引上げ額のデータなど も出てきましたので、それらなどを総合的に勘案して2円 引上げの851円という提案を申し上げました。このような理 由から、8月5日付けの答申どおり決定することが適当で あると考えております。

それから、2点目について、中小企業支援策拡充で、最低賃金の引上げに対応できる条件整備を要求すべきだということについては、公益委員としても非常に当為しております。中小企業支援策の創設拡充を強く関係機関に求めて

いきたいと思います。

3点目についてですが、答申は公開の場で再審議をということです。今年については、例年どおりで、金額審議について率直な議論をするということで非公開と決めてしまいましたが、公開するということに関しては、今後の検討課題として考えております。以上の内容でよろしいでしょうか。

委 員

(異議なしの声)

田中会長

ありがとうございました。それでは、この異議申出に対 する答申内容について、事務局で案文は用意できますか。

青木室長

はい、大丈夫です。

田中会長

それでは、お願いします。

平戸係長

(答申文(案)の朗読)

田中会長

この答申文(案)でよろしいでしょうか。

委員

(異議なしの声)

田中会長

それでは、答申文の(案)を削除してください。これから局長に答申いたします。

(会長から局長に答申文を手交)

小奈局長

ただ今、田中会長から、茨城県最低賃金の異議申出につきまして、8月5日付け答申どおり決定することが適当である旨の答申をいただきました。

これにより、茨城県最低賃金は、現行849円を2円引き上げて851円とすることを決定したいと考えております。

今後、10月1日発効に向けて茨城県最低賃金の改正決定の手続を進めてまいります。なお、改正額について、労働者、事業所をはじめ、県民の皆さま方への周知を図るため、9月1日から10月1日までを茨城県最低賃金周知強化期間といたしまして取り組んでまいりますとともに、中小企業等への履行のための支援、そして、履行確保につきましても必要な指導を行ってまいります。

田中会長をはじめ各委員の皆様方には、茨城県最低賃金の改正につきまして、慎重かつ熱心なご審議を賜り改めて 感謝を申し上げます。誠にありがとうございました。

また、委員の皆様方には、先般、8月5日特定最低賃金の改正の必要性の有無についても、ご審議をお願いさせていただいているところであります。ご多忙の中、大変なご苦労をおかけしますが、引き続きご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上、答申を受けての私からのお礼の挨拶とさせていた だきます。ありがとうございました。

田中会長

異議申出の件につきましては、これで終了させていただきます。なお、茨城県最低賃金専門部会については、茨城県最低賃金専門部会運営規程第9条に基づき、異議申出期限8月20日をもって廃止となりましたので、ご報告いたします。それでは、茨城県最低賃金の効力発生日について、事務局より説明をお願いします。

青木室長

私から説明申し上げます。本日、異議申出審議にかかる答申をいただきましたので、官報公示の入稿の手続を今日から始めます。9月1日から30日間公示を行いまして、発効日は答申を頂いた内容のとおりで、法定発効として10月

1日火曜日といたします。以上です。

田中会長

何かご質問やご意見がございますか。

全委員

(質問等なし)

田中会長

ないようでしたら、以上で本審議会を終了いたします。 次回は、9月2日水曜日午前10時から第5回本審がこの場 所で開催されます。第5回本審では、茨城県特定最低賃金 改正決定に伴う必要性審議にあたって参考人の方からご意 見を伺うことになりますので、よろしくお願いいたしま す。 本日の審議は、これで終了といたします。皆様お疲れ様でした。

議事録署名委	員	
会	長	
労働者代表委員		
估 H 老 A	主禾吕	